(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
和歌山市出島字上新田四八八番二から同市出島字上新田四五八番一まで	前	二四・三五～四二・一〇メートル
	後	二四・三五～四九・三五　〇〇・二八八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十二号　和歌山県日高郡みなべ町山内字井ノ谷口四六九番一から同町山内字井ノ谷口四七三番まで　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
和歌山県日高郡みなべ町山内字井ノ谷口四六九番一から同町山内字井ノ谷口四七三番まで	前	二〇・一五～三三・一〇メートル
	後	二〇・一五～三四・三五　〇〇・〇三一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十一号　和歌山県日高郡みなべ町山内字井ノ谷口四六九番一から同町山内字井ノ谷口四七三番まで　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項一、確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中「ロ　草津支所　滋賀県草津市野村二丁目十番二十六号ホワイトビル二階」を「ロ　彦根支所　滋賀県彦根市古沢町百八十一番地近江鉄道ビル一階」に改める。

○近畿地方整備局告示第九十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年四月十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　12

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構アネックス

三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	—
変更後	滋賀県彦根市古沢町百八十一番地

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

○四国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢八一七八番一から同町柳井川字鉢八二五八番一まで	前	一〇・〇五～三三・八七メートル
	後	一九・一〇～三六・五二　〇〇・〇七七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号及び四百四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町大川四五一七番から同町大川四五五四番一地先まで	前	一六・一九～二〇・二一メートル
	後	一七・六二～二三・九五　〇〇・〇五六キロメートル
愛媛県上浮穴郡久万高原町下野尻乙二〇〇番二地先から同町下野尻乙二〇一番一まで	前	一一・〇〇～二七・九〇　〇〇・一〇二キロメートル
	後	一一・六二～四三・二〇　〇〇・一〇二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
伊予市大平字石原乙八六番四地内	前	一九・七五～三三・八〇メートル
	後	一九・五八～三三・八〇　〇〇・〇〇九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号　伊予市大平字石原乙八六番四から同市大平字石原乙八五番一まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十一日